

多賀城市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年9月7日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査結果の報告日  
平成29年6月23日（金）
- 2 措置状況の報告があった日
  - (1) 市民経済部各課分  
平成29年7月14日（金）
  - (2) 教育委員会事務局各課分  
平成29年7月18日（火）
- 3 監査結果の報告内容及びそれに対する措置  
別紙のとおり

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 監査の種類  | 定期監査       |
| 2 監査実施日  | 平成29年5月15日 |
| 3 監査対象部署 | 生活環境課      |
| 4 措置状況   |            |

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導事項	<p>■犬の登録手数料について 登録申請に基づき徴収した手数料が、二重登録の判明により還付されている。多賀城市手数料条例第3条第2項では「既に徴収した手数料は、還付しない」と規定されていることから、当該還付は条例の根拠が無いことになるため、今後の還付事務について検討されたい。</p>	<p>今後は、登録の確認を徹底することで二重登録になる状況を防ぎ、還付が発生することがないように努める。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	平成29年4月26日
3 監査対象部署	市民課
4 措置状況	

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■非常勤職員の時間外勤務手当について                      週休日における非常勤職員の時間外勤務手当の支給誤り1件                      (「正規の勤務時間」と「100分の100の時間外勤務手当が支給された時間」の合計が一週間で38時間45分を超えないものについて、100分の135の支給割合で支給しているもの)</p>	<p>返還分の時間外勤務手当について、平成29年7月5日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、同日付けで総務課人事係に手続きを依頼した。                      時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名で行い、誤りを防止する。</p>
2	指摘事項	<p>■非常勤職員の時間外勤務手当について                      勤務を要する日における非常勤職員の時間外勤務手当の支給誤り1件                      (「正規の勤務時間」と「100分の100の時間外勤務手当が支給された時間」の合計が一日で7時間45分を超えるものについて、100分の100の支給割合で支給しているもの)</p>	<p>追加支給分の時間外勤務手当について、平成29年7月5日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、同日付けで総務課人事係に手続きを依頼した。                      時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名で行い、誤りを防止する。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年5月23日
- 3 監査対象部署 商工観光課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■行政財産使用料について                      多賀城駅南立体駐車場敷地内土地について、電話柱用地として3か月分の使用許可を行っているが、使用料の月割計算を誤ったために使用料を過少に徴収していたもの1件</p>	<p>「財産条例 別表第1 備考7」の積算について、誤った解釈から過少請求を招いてしまった。今後は、条例を遵守し誤りの無いよう請求するものとする。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年5月31日
- 3 監査対象部署 教育総務課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■工事用水道料実費徴収金について 城南小学校校舎長寿命化改良等工事において、工事請負業者に対して上下水道使用に係る実費徴収金を請求しているが、算定基礎となる工事日数を誤って実費徴収金額を算出していた。</p>	<p>正当な額を算出し、過徴収となった額を確定の上、平成29年7月14日付けで相手方へ過徴収額を返還する旨を通知し、同月27日に相手方指定の口座へ返還予定である。今後は、算出根拠、計算過程及び結果について、2名以上で確認を行い、誤りを防止する。</p>
2	指摘事項	<p>■職員の時間外勤務手当について 週休日の振替に伴う100分の25の時間外勤務手当が支給されていないもの1件</p>	<p>未支給分の時間外勤務手当について、平成29年6月1日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、平成29年6月分の給料支給の際に支給する手続きを完了した。今後は、「週休日の振替命令簿」と「時間外勤務命令簿」の突合について、係員2名体制で行い、誤りを防止する。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年5月17日
- 3 監査対象部署 学校教育課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■ 県支出金の歳入調定について                      スクールソーシャルワーカー活用事業委託金について、平成28年度当初に交付決定があり歳入調定を行っているが、年度末の交付確定通知に基づく歳入調定金額の変更が行われていない。</p>	<p>H29.5.17指摘があり、当日のうちに変更歳入調定を行いました。今後は交付確定通知の收受登録と同時に歳入調定金額の変更も行き、事務処理に遅れがないようにします。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年5月25日
- 3 監査対象部署 生涯学習課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■教育財産使用料について                      多賀城市総合体育館第二駐車場内土地に係る教育財産使用許可について、使用料の算出は相続税路線価を用いることとなっているが、実際には固定資産税評価額を用いて使用料を算定していた。</p>	<p>調査の結果、当該指摘物件及び市民テニスコート給水管埋設に係る土地の使用に関して、使用料の算定誤りを確認した。また、電話柱支柱について無償を有償として請求していたものを確認した。                      これらの措置として、遡及できる部分について、請求し直しと誤納分を還付する。                      今後の対応として、前回の起案理由に今回の内容を明記すると共に、事務処理手引書を添付し再発防止に努める。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年5月26日
- 3 監査対象部署 埋蔵文化財調査センター
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■職員の時間外勤務手当について 同一支給割合でかつ二科目から時間外勤務手当を支給しているものについて、各科目における勤務時間数の端数処理を誤ったために、時間外勤務手当の支給時間数を誤ったもの1件</p>	<p>支給時間を誤った時間外手当について、平成29年6月1日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、平成29年7月分の給料支給の際に誤支給分を調整する。</p> <p>時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は複数の職員で行うとともに、時間外勤務手当のチェックシートを作成して、誤りを防止する。</p>